



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 東 海 理 化
(登記社名 株式会社東海理化電機製作所)
代表者名 代表取締役社長 二之夕 裕美
(コード番号 6995 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 総務部長 栗栖 秀人
TEL (0587) 95-5211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月14日開催予定の当社第75回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社が柔軟かつ機動的な事業活動を展開することができるようにするため、事業内容の拡大および今後の事業展開に備えるとともに、事業目的の明確化を図るため、定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款第17条を変更するとともに、これらの変更に関しまして、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月14日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月14日(予定)

以 上

<定款変更の内容>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車用部品、産業車両部品、その他の輸送用機器部品の製造ならびに販売 2. 一般電気電子機器およびその部品の製造ならびに販売 3. 一般機械器具およびその部品の製造ならびに販売 4. 医療用機器、介護用品およびその部品の製造ならびに販売 5. 情報通信に関するサービスの提供、ソフトウェアの開発、ならびに機器・システムの製造および販売 6. 再生可能エネルギーによる発電ならびに電気の供給および販売 7. 知育、健康管理、調理、スポーツ、レジャー、防災、防犯、その他の生活関連用品の製造および販売ならびにサービスの提供 <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>8. 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. <u>農産物等の生産・加工・販売</u> 9. <u>飲食店の経営</u> 10. <u>学童施設、保育所および託児所の経営</u> 11. 前各号に付帯関連する一切の事業
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

① 変更前定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上